

日商簿記 2 級 (平成 29 年 6 月 新論点講座)

課税所得の算定方法

プロローグ「利益」と「所得」の違い

【会計】	【法人税法】
売上 100,000	売上 100,000
仕入 40,000	仕入 40,000
交通費 30,000	交通費
交際費 20,000	交際費
利益 10,000	所得
法人税	法人税
当期純利益	当期純利益

1. 法人税の課税標準は

【法人税法】 所得 = 益金 - 損金

【会計】 利益 = 収益 - 費用

所得 = 利益 + 損金不算入 + 益金算入 - 損金算入 - 益金不算入
税務上の加算 税務上の減算

法人税額 = 所得 × 税率

法人の区分		年所得 800 万円以下	年所得 800 万円超
普通法人	資本金 1 億円超	23.4 %	
	資本金 1 億円以下	15% ※2(本則 19%)	23.4 %

※1 平成 28 年 4 月 1 日開始の事業年度より 23.4%

※2 平成 29 年 3 月 31 日までは 15%

<代表的事例>

- 損金不算入：法人税など、交際費・寄付金限度超過額、減価償却・貸倒償却超過額
- 益金算入：売上計上漏れ等など
- 損金算入：繰越欠損など

○ 益金不算入：受取配当金など

<例題>

CMC社の税引前当期純利益は1,000,000円である。下記の条件の時、当期の法人税の確定仕訳を行いなさい。なお実効税率は38%である。

(条件)

法人税の中間納付を行っている。なお前年の確定法人税額は600,000円で中間法人税は前年の確定法人税額の50%であった。

<損金不算入額>減価償却の限度額500,000円に対して700,000円実施した交際費の損金不算入額が100,000円ある

<益金不算入額>受取配当金が200,000円

<損金算入額>繰越欠損金100,000円

<益金算入額>売上漏れ200,000円

(解説)

中間申告納付額

300,000円 仮払法人税等300,000/ C 300,000

課税所得

$=1,000,000 + (200,000 + 100,000 + 200,000) - (200,000 + 100,000) = 1,200,000$ 円

当期確定法人税額

$1,200,000$ 円 $\times 0.38 = 456,000$ 円

仕訳

法人税、住民税及び事業税456,000/仮払法人税等300,000

未払法人税等156,000

<実際の申告書> (計算例は簡易計算)

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)		事業年度	法人名	別表四(簡易様式) 平二十八・四・一以後終了事業年度分	
区分	総額	処 分			
		留 保	社 外 流 出		
	①	②	③		
	円	円	配 当	そ の 他	円
当期利益又は当期欠損の額	1,000,000				
加					
損金控除をした法人税及び地方 方法人税(附帯税を除く)					
損金控除をした道府県民税(利子 割額を除く)及び市町村民税					
損金控除をした道府県民税利 子割額					
損金控除をした納税充当金					
損金控除をした附帯税(利子税を除く)、 海軍金、証券金(証券分を除く)及び遺産税			その他		
減価償却の償却超過額	200,000				
役員給与の損金不算入額			その他		
交際費等の損金不算入額	100,000		その他		
売上計上損	200,000				
小 計	500,000				
減					
減価償却超過額の当期認可額					
納税充当金から支出した事業 税等の金額					
受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「13」又は「26」)	200,000		※		
外国子会社から受ける剰余金の配当 等の益金不算入額(別表八(二)「26」)			※		
受贈益の益金不算入額			※		
適格現物分配に係る益金不算入額			※		
法人税等の中間納付額及び 過納納に係る還付金額					
所得税額等及び欠損金の繰 戻しによる還付金額等			※		
小 計	200,000		外※		
仮 計	1,200,000		外※		
(1)+(11)-(21)					
関連者等に係る支払利子等の損金不算入額 (別表十七(二)「25」又は「30」)			その他		
超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)「10」)	△		※	△	
仮 計			外※		
(22)から(24)までの計					
寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額 (別表十四(二)「24」又は「40」)			その他		
法人税額から控除される所得税額 (別表六(一)「13」)			その他		
税額控除の対象となる外国法人税の額 (別表六(二)「7」)			その他		
合 計 (25)+(26)+(29)+(30)			外※		
契約者配当の益金算入額 (別表九(一)「13」)					
非適格合併又は残余財産の全部分配等によ る移動資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額			※		
差 引 計			外※		
(33)+(34)+(36)					
欠損金又は災害損失等の当期控除額 (別表十四(二)「24」又は「40」)	△ 100,000		※	△	
総 計	△ 100,000		外※		
(37)+(38)					
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探 鉱費の特別控除額(別表十三「43」)	△		※	△	
残余財産の確定の日の属する事業 年度に係る事業税の損金算入額	△				
所得金額又は欠損金額	1,200,000		外※		

御注意

1 沖繩の認定法人の所得の特例控除、国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例、組合事業等に係る損失がある場合の課税の特例、対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による
2 収入金額の課税の特例、特定目的会社等又は特定目的信託に係る課税の特例、農業経営基盤強化促進法の課税の特例、農用地等取得した場合は別表四を併用してください。
例、中部国際空港整備準備金の課税の特例及び再投資等準備金の課税の特例の適用を受ける法人にあっては、別様式による別表四を併用してください。
例、「47」の「①」欄の金額は「②」欄の金額に「③」欄の金額を加算し、これから「※」の金額を加減した額と対合することになりますから留意してください。

平成 年 月 日 税務署長殿

納税地 (フリガナ) 電話 () -

法人名 CMC

法人番号

代表者 (フリガナ) 代表者 自署押印

代表者住所

事業種目

同非区分

経理責任者 自署押印

旧納税地及び旧法人名等

添付書類

青色申告 一連番号

整理番号

専従年度 (至)

売上金額

申告年月日

申告区分

法人税 国税 地方税

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書

平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

翌年以降 送付要否

適用説明書 提出の有無

税理士法第30条 の書面提出有

税理士法第33条 の2の書面提出有

この申告書による法人税額の計算

所得金額又は欠損金額 (別表四「47」の①)	1	1,200,000	16	所得税の額 (別表六「13」)	16	
法人税額 (54)又は(55)	2	178,000	17	外国税額 (別表二「15」)	17	
法人税額の特別控除額 (別表三「24」)	3		18	計 (16)+(17)	18	
差引法人税額 (2)-(3)	4	178,000	19	控除した金額 (12)	19	
退職給付の承認を取り消された場合等における戻し控除された法人税額の特別控除額 (別表三「25」)	5		20	控除しきれなかった金額 (18)-(19)	20	
課税土地譲渡利益金額 (別表三「24」)	6	000	21	土壌遷移税額 (別表二「27」)	21	0
同上に対する税額 (21)+(22)+(23)	7		22	同上	22	0
租課税留保金額			23	同上	23	0

法人税額の計算

中小法人等 (1)の金額又は800万円相当額のうち少ない金額	48	1,200,000	(48) の 15% 相当額	52	180,000
(1)のうち年800万円相当額を超える金額	49	000	(49) の 23.9% 又は 23.4% 相当額	53	
所得金額 (48) +	50	1,200,000	法人税額 (52) +	54	180,000

御注意

1 期其の原本の提出は、提出期限の翌日(提出期限が土曜日の場合は翌日)まで、税務署に提出すること。

2 ① 法人税の納付は、提出期限の翌日(提出期限が土曜日の場合は翌日)まで、税務署に提出すること。

② 法人税の納付は、提出期限の翌日(提出期限が土曜日の場合は翌日)まで、税務署に提出すること。

③ 法人税の納付は、提出期限の翌日(提出期限が土曜日の場合は翌日)まで、税務署に提出すること。

④ 法人税の納付は、提出期限の翌日(提出期限が土曜日の場合は翌日)まで、税務署に提出すること。

⑤ 法人税の納付は、提出期限の翌日(提出期限が土曜日の場合は翌日)まで、税務署に提出すること。

⑥ 法人税の納付は、提出期限の翌日(提出期限が土曜日の場合は翌日)まで、税務署に提出すること。

⑦ 法人税の納付は、提出期限の翌日(提出期限が土曜日の場合は翌日)まで、税務署に提出すること。

⑧ 法人税の納付は、提出期限の翌日(提出期限が土曜日の場合は翌日)まで、税務署に提出すること。

⑨ 法人税の納付は、提出期限の翌日(提出期限が土曜日の場合は翌日)まで、税務署に提出すること。

⑩ 法人税の納付は、提出期限の翌日(提出期限が土曜日の場合は翌日)まで、税務署に提出すること。

別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分

別表一(一)次葉 平二十八・四・一以後終了事業年